

個人情報の取り扱いや利用等に関する同意書

(1)個人情報の取り扱いに関する事項

① 個人情報の利用目的

香南市長(以下、「市長」)は、同意者の個人情報を、児童クラブ入会児童に係る児童福祉法第6条の3第2項の健全な育成を図る事業の実施及び保護者負担金の徴収事務のために利用する。なお、収集した個人情報については、厳正に管理し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、目的以外の利用はしないこととする。

② 個人情報の第三者提供

市長は、①の目的のために、特に必要があると認められる場合又は法令等により個人情報の提供を求められた場合、同意者の個人情報を関係機関、児童相談所等の公的機関に提供することができるとしている。

(2)児童クラブの入会審査及び利用等に関する同意事項

1	<input type="checkbox"/>	入会審査や適正な利用管理等のために、香南市教育委員会こども課が住民基本台帳により世帯員等を確認すること。
2	<input type="checkbox"/>	入会審査や適正な利用管理等のために、香南市教育委員会こども課が保護者等の就労(予定)証明書の内容等について、勤務先に連絡し確認すること及び資料等の提供を受けることがある。
3	<input type="checkbox"/>	虚偽の記載や不正な書類があった場合、保護者等が就労等を行わない状態になる等入会基準を満たさなくなった等の場合は、入会決定を取り消すことがある。
4	<input type="checkbox"/>	入会前又は入会後に児童の健全育成のため、市教育委員会こども課、市教育委員会学校教育課、市福祉事務所、市健康対策課、児童クラブ、在籍している(在籍していた)保育所・幼稚園・認定こども園、小学校等の関係機関内で、児童の様子や生活状況、配慮が必要なこと等について、情報の提供及び共有がされること。 ※本同意書に基づき取得した情報については、児童クラブの運営や活動に必要な範囲以外で利用いたしません
5	<input type="checkbox"/>	児童が欠席又は休会したことによる保護者負担金の免除及び還付は、原則として行わないこと。また、自然災害や感染症拡大等による臨時休会措置を行った場合でも、保護者負担金の免除及び還付は、原則として行わないこと。
6	<input type="checkbox"/>	保護者負担金は、各月の期限までに納付が必要であること。期限までに納付がなく、滞納を繰り返したときは、督促状や催告書の送付のほか、法令に則り必要な対応が行われること。また、すでに滞納がある世帯(卒会児童分含)については、入会審査・選考の際、不利になる場合があること。
7	<input type="checkbox"/>	児童クラブの利用は、保護者等の就労や疾病等の実態を踏まえた時間帯のみ利用することが原則であること。
8	<input type="checkbox"/>	閉所時間(18時又は18時30分)までの帰宅やお迎えを守ること。 ※閉所時間超過料は、児童を預かるための費用ではありません。開設時間外の保育依頼は、理由に関わらずお断りいたします。
9	<input type="checkbox"/>	児童が施設や備品等を破損した場合、原則として費用は保護者負担であること。
10	<input type="checkbox"/>	傷害保険(スポーツ安全保険)加入及び保険請求のため、(公財)スポーツ安全協会へ個人情報(氏名・年齢・性別・住所等)を提出すること。
11	<input type="checkbox"/>	児童が欠席(休会)し始めた日から連続して3か月欠席(休会)が続いた場合は、原則として退会となること。
12	<input type="checkbox"/>	申込中又は利用中に申込みの内容に変更があった場合は、速やかにこども課へ必要書類を提出すること。(児童・保護者の住所・氏名等が変更になる場合、保護者等の勤務先や勤務時間等が変更になる場合、世帯状況が変更になる場合等)
13	<input type="checkbox"/>	児童クラブ利用中における「求職活動」の申立は、原則、1年度につき1回までであること。市が定める期間内に就労(予定)証明書の提出がない場合又は他の入会理由がない場合は退会となること。

上記の(1)(2)ことについて、確認のうえ同意します。

香南市長 様

住 所: _____

保護者氏名(自署): _____ (入会希望児童との続柄:)

児童名: _____ / _____

(3)児童クラブ写真掲載等に関する同意事項

児童クラブでは、活動内容等をお知らせするために、お便り・連絡帳支援システムの写真機能・市広報誌・出前講座実施機関等の広報媒体へ写真等を掲載することができます。また、新聞・テレビ(ケーブルテレビ含)の取材を受けることがあります。

※写真に関して、利用家庭以外にも配布される広報媒体(お便り・連絡帳支援システム以外)では、できる限り児童の顔がはっきり映らないよう注意いたします

以下の事項について、いずれかの□にレ点を記入してください。

□活動の様子をおたよりや連絡帳支援システム等の広報媒体へ掲載することや新聞、テレビ等で報道することに同意します。
□活動の様子をおたよりや連絡帳支援システム等の広報媒体へ掲載することや新聞、テレビ等で報道することに同意しません。